

特集／精神保健法のすべて—施行1年を顧みて

指定医の研修要件(IX)

—指定医研修会(日本精神病院協会主催)のまとめ—

津久江一郎*
Tsukue Ichiro

臨床精神医学 第18巻 第6号 別刷

国際医書出版

特集／精神保健法のすべて—施行1年を顧みて

指 定 医 の 研 修 要 件 (IX)

—指定医研修会(日本精神病院協会主催)のまとめ—

津 久 江 一 郎*
Tsukue Ichiro

精神保健法が S.63.7.1 から施行されたのは周知のとおりであるが、これに伴って（精神保健法第18条第1項第4号及び第19条の規定）、旧法の精神衛生鑑定医は新法の精神保健指定医とみなされ、今後5年間の指定された（後出）年度に精神保健指定医研修会を受講した者に対して精神保健指定医と認定し、またその後5年ごとに研修を受けなければならなくなつたのである。

これまで精神鑑定医の指定番号より推定すると6,000人を越える人数であり、これに加えて新規の受講資格を得た精神科医と合わせて順次研修することになった。

とはいゝ、当初はこの指定番号の中にすでに死亡した者とか、該当番号の人が現在どこに在住しているのか不明であるというような問題が多々あったが、何よりもまず実施機関をどこにするのかも決まっていなかつたのである。または厚生省自体が実施するとか、日本医師会にこれを下して行いたいとかで検討されたかに聞き及んでいるが、結局、当協会である日本精神病院協会が日頃の実績と当事者能力を買われて、厚生大臣指定実施機関として2/3を当日精協が、残りの1/3を全国自治体病院協議会が行い、協力団体として日本医師会ということに決定したのはようやく S.63.3.15 になってからであった。

委員会の構成は厚生省の希望もあり、日精協会員の便宜のため、将来は大体全国を6ブロックに分けて研修会はサーキットすることを想定し、広

く8ブロックより委員を下記のごとく選出した。
 担当副会長：今任準一（福岡）若久病院
 担当常務理事：佐藤 多（東京）芳野病院
 委員長：津久江一郎（広島）瀬野川病院
 委員：直江善男（北海道）旭川圭泉会病院、
 安田恒人（宮城）安田病院、仙波恒雄
 （千葉）千葉病院、美濃部欣平（東京）
 東京武蔵野病院、高柳 功（富山）有
 沢橋病院、川口才市（静岡）神経科浜
 松病院、阪本健二（大阪）阪本病院、
 修多羅正道（岡山）高見病院、佐々木
 誠（広島）佐々木病院、松井敬介（福
 岡）三善病院

顧問：饗場忠男（東京）饗場忠男法律事務所
 松岡 浩（東京）松岡法律事務所

委員会には適時、河崎会長および厚生省精神保健課より曾根課長補佐の陪席があった。また日医、厚生省、自治病との四者の打ち合わせには今任副会長、西尾事務局長がこれにあつた。

委員会は4月2回、その後5月、6月、7月、8月各1回開催し、検討された主要事項は下記のごときものであった。

I. 実施までに検討された主要事項

1. 受講料の件

ところで、厚生省はこの研修会に対しての補助金などの予算は全く持ち合はせていなかった。ただ、希望として自治体病院とは同額でしかも受講

* 濑野川病院院長 [〒739-03 広島市安芸区中野東4-11-13]

日本精神病院協会指定医研修委員会委員長

料は5年間据え置いてほしいという意向があり、委員会で試算した上で、取り合えず初年度は33,000円と決定した。

2. 受講者数（昭和63年6月30日現在の鑑定医数+新たに受講する資格をもった精神科医）の把握

大体6,000人であり、これが5年間で指定医研修会を受講せねばならないこと。

受講者の指定年度別は下表のごとくである。

研修受講年 度	鑑定医の指定年度			
	昭和63	昭和25~32	昭和48	昭和53
64	33~37	49	54	59
65	38~42	50	55	60
66	43~47	51	56	61
67	—	52	57	62

さしづめ昭和63年度の研修予定者は下記のごとく786名と新規の新受講取得者を加えた数が予想された。

・受講者の年度ごと、地区ごとの選定はどのようにするのか

$$6,000(\text{人}) \div 5(\text{年}) = 1,200(\text{人})$$

$$1,200(\text{人}) \div 6(\text{ブロック}) = 200(\text{人}) + X(\text{人})$$

(1会場)

<昭和63年度予定者>

1. 北海道・東北ブロック	91
2. 関 東	203
3. 北陸・東海	134
4. 近 畿	103
5. 中 国・四国	106
6. 九 州	149

計 786

<今年度の新規申請予定数> 400~450名

以上のごとく、大体会場200名前後と予想され、本年度は取り合えず東京、大阪の2カ所で、日精協としては9月東京第1回、10月大阪第2回、11月東京第3回、12月大阪第4回の計4回、自治体病院は本年度2回実施することを決めた。これらの受講申し込み方法、研修終了書の交付などを含めて、いち早く、日精協雑誌7月号より毎号spotで会員全体に information serviceを行った。

実際には日精協会員に所属していない病院51、また日精診にも所属していない診療所の方々に対してもどのようにして information していくかが考慮された。当初、各都道府県はノータッチということであったが、制度が変わったのであるから当然その通知は各人に通知すべきであるとし、どうしても厚生省より各県衛生部に把握してもらいたい、受講年度を通知してもらうように変えた。

また、当該受講年度にあっても長期入院とか海外留学などの理由で、どうしても受講できない場合も配慮して、規定の受講年度から5年間の救済措置を設けた。

3. 開催期日および場所

当初、厚生省は3日間14時間と予定していたようであるが、日精協としては受講者のためにも経費、会場の都合をも勘案して2日間の講習とした。

講師およびその謝金、旅費、地理的条件などにより本年度は東京、大阪の2カ所に決めたが、受講する側の心理として第1回目に受講者の希望が殺到するのではないか、日精協代議員会でも出たように、病院管理者や当該委員会の委員は会場の余裕さえあれば同一病院内で差し替えるような便宜が取られれば早めに受講することはできないのであろうか、などについても検討がなされた。

特に会場は地理的条件もさることながら、5年間fixするのであるから当然物価人件費など3%くらいの上昇を見込んで経費はpoolして置かないといけないという理由もあり、費用のかからないことを最優先して決定したのである。

第1回 S.63. 9.21 (水), 22 (木)

東京 野口記念館

第2回 S.63.10.18 (火), 19 (水)

大阪 大阪府医師会館

第3回 S.63.11.15 (火), 16 (水)

東京 野口記念館

第4回 S.63.12.13 (火), 14 (水)

大阪 大阪府医師会館

4. 講師の問題

i) 精神保健法および医療法については厚生省精神保健課および健康政策局より直接講師派遣があった。

特に第1回講習では今回の法改正の立役者である小林秀資課長がこれに当たったため説得力があり興味を引いた。また、第4回は小林課長に代わって精神科医としてベテランの篠崎課長となり、各々の特徴が見受けられたように思う。

ii) 人権と法および精神医学については、あらかじめ厚生省より講師団を recommend してもらい、これを元にして検討しおえず、本年度は法律家としては町野 哲（上智大学法学部教授）氏にお願いすることに決定した。

iii) 「精神医学」については卒後教育の意味も含まれており、主として開催地の大学教授にお願いし、それぞれのご専門で up to date なお話をお願いし好評を得た。

「精神障害の診断について」

国立精神・神経センター精神保健研究所長
藤繩 昭

慶應義塾大学医学部教授 保崎秀夫
「老年精神医学の最近の話題」

大阪大学医学部教授 西村 健
「精神医学の動向」

福岡大学医学部教授 西園昌久

5. 事例研修シンポジウムについて

これは今、研修会で最も重要なポイントを持つものであるだけに十分慎重を期した。ここでは主として学会形式の症例報告とは異なって、純精神医学的考察よりも、イ) 新法施行後に生じ、処理に困った例とか、ロ) 入院中に生じた問題で苦慮しているケースとか、ハ) 裁判となった例や示談となった例などの示唆的教訓的ケースをシンポジウム形式として、フロアーからも十分質疑討論できるような形式にするよう心がけた。

当初、厚生省案では両団体から事例を持ち寄つたものでテキストブックを作成したい意向であったが、足並みがそろわず、日精協として、事例は3つのジャンルに分けて、とりあえずテキストブックを作成した。

精神保健法に関する症例 2例

処遇困難な症例 2例

裁判となった症例 2例

なお、このテキストブックは今後毎年2、3例ずつ追加していくように計画している。

また、実際のシンポジスト（座長、プレゼンター、コメンテーターなど役割を決めて）は各委員会の先生を中心にして選出した。

II. 研修会を終えて

初年度（S. 63年）の研修受講数は結局総数782名で、第1回214、第2回203、第3回226、第4回139、そのうち若き精神科医で新規受講者は191名であった。

曲がりなりにも初年度の研修計画を無事終えることができてほっとしている。何分初めてのことであり、委員会としても色々と不便があったのではないかと危惧している。

今後の参考とするために受講者にお願いをして研修会についてのアンケートを頂戴したところ、計105名の大勢の方々より（第1回40、第2回27、第3回22、第4回16）の回答を得、大変感謝している。以下各項目にわたってまとめてみた。

1. (総論)について(順不同)

- | | |
|---|-----|
| (1) 1日7時間2日間はきつい | 14件 |
| (2) 会場に関するもの（会場が不便、座席が狭い、机が小さい、ロビーが狭い、ホテルの方が良い） | 41件 |
| (3) 質疑の時間が少ない | 8件 |
| (4) 東京・大阪だけでなくもっと地区ごとに | 22件 |
| (5) 国の責任において無料で、高すぎる | 18件 |
| (6) 土・日曜を望む（診療所） | 4件 |
| (7) 1度の受講でよい、10年に1度ではどうか | 5件 |

- | | |
|---------------|----|
| (8) テキストの事前配布 | 2件 |
|---------------|----|

- | | |
|------------------------|----|
| (9) オリエンテーション、司会に対する注文 | 3件 |
|------------------------|----|

- | | |
|-------------------|----|
| (10) ケースレポート作成の説明 | 3件 |
|-------------------|----|

- | | |
|------------------|----|
| (11) 喫煙者と非喫煙者の区別 | 2件 |
|------------------|----|

- | | |
|------------------|----|
| (12) 開催の月、日時に配慮を | 2件 |
|------------------|----|

- | | |
|-------------------------|----|
| (13) 受講者は年度別ではなく年齢別も一考を | 2件 |
|-------------------------|----|

- | | |
|-------------------------|----|
| (14) 研修内容は将来細分化してハイレベルに | 2件 |
|-------------------------|----|

- | | |
|-----------------|----|
| (15) 講師の選定に適任者を | 2件 |
|-----------------|----|

2. (精神保健法)について

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 逐条解説がほしかった | 3件 |
| (2) 質疑形式を希望 | 3件 |
| (3) 臨床現場の現状を踏まえたものとは考えられない | 3件 |
| (4) 国際比較を聞きたい | 2件 |
| (5) 法律制定者として自信が伺えたが何かはぐらかされている感じ | 2件 |

3. (人権と法)について

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 人権と法はもう少し時間をかけて分かりやすく | 3件 |
| (2) 法律と臨床医のズレを感じる | 3件 |
| (3) ハワイ宣言にも触れてほしかった | |

4. (医療と法)について

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 医師法、医療法に2時間は必要なく資料の配布のみ | 16件 |
| (2) 条文説明よりも精神医療との関連で具体例で説明を | 8件 |
| (3) 原則過ぎて意味がない、今さらの感がする | 11件 |
| (4) ディスカッションの場を多く設ける | 2件 |

5. (精神医学)について

- DSM III の分類もよかったです、向精神薬の選び方、E.S.T.、夜間せん妄患者への注射など具体例がほしい。

6. (事例研修)について

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) もっと時間を長くしてフロアーからの討議がほしい | 4件 |
| (2) 有益、よい企画である | 2件 |
| (3) その他 | 2件 |

III. 平成元年の研修会は? (初年度と変わる処)

1) 開催日を土、日にしてほしいとの希望また

は、足掛け3日間にするような案も出されたが、cost の点、5年間受講料はfix する、また赤字が出れば当時者である日精協の責任である事などを勘案し、平成元年度研修は下記のように決定した。また新たに九州開催を設けた。

2) 急用、急病などやむを得ず中途退出する場合は、1日を1単位として同一年度内であれば、他会場で残りを受講しても良いよう、救済措置を設けた。

3) 評判の良くない「人権と法」についてはよりダイナミックなものにするために、指定討論者を置き、さらに「医療と法」にも座長を配して討論の場を設けられるように工夫した。

4) 事例研修の講師は、原則として2年間続けて行う事に決めたが、テキストの各症例の詳述資料および研修会のテープを日精協で保存して、今後シンポジストが交替しても誰でも症例に精通できるようにした。

5) 事例研修のテキストは、平成元年度は、

- ・精神医療審査会の機能と権限
- ・重症痴呆および精神薄弱の同意能力例
- ・患者間傷害事件で管理者の責任が問われた事例

以上3つが追加されることになっている。